

## 第33回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和8年3月10日(火)

午前8時53分～午前10時47分

2.場 所 遠賀町中央公民館 3階 会議室3

## 第33回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年3月10日(火) 午前8時53分～午前10時47分

2. 場所 遠賀町中央公民館 3階 会議室3

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 3月の農業相談委員

4番	林	長輝	委員
5番	原田	利春	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第3条の規定による許可申請について  
(●●●●)
- ④ 農地法第3条の規定による許可申請について  
(●●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について  
(●●●●)
- ⑦ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法施行規則第29条第1項の届け出について
- ② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 令和8年度農業委員会日程および開催場所について
- ② 潮抜きについて
- ③ 研修旅行について
- ④ 第3回の報酬について
- ⑤ 令和8年度農業委員会活動記録簿について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会                    8 時                    5 3 分

議長

皆様おはようございます。時間前ですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。今各地区で次期の役員さんの選考等が進んで、一応出揃った状況になっております。また皆さんで判断していただく時が来ると思いますので、よろしくお願ひします。

それでは本日の出席委員は農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第 3 3 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 4 番林長輝委員、5 番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件、農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件、農用地利用集積計画の承認について 1 件となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 1 ページをお開きください。  
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が木守にお住まいの●●●●さん、譲渡人が木守にお住まいの●●●●さんです。  
申請地が 3 ページの字図にありますように大字木守字夫入道 2 2 7 番 2 で、地目は田、面積は 1 1 5 m<sup>2</sup>です。  
農地区域が農業振興地域外で、申請理由が農地集約のためとなっております。譲受人の耕作面積は 4 4, 9 1 9 m<sup>2</sup>で、今回の申請は譲受人の農地集約のためであり、特段問題はないものと思われま

続きまして、議案書の 4 ページをお開きください。

付議案件②農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守にお住まいの●●●●さんで、譲渡人が木守にお住まいの●●●●さんです。

申請地が6ページの字図にありますように大字木守字夫入道218番2で、地目は田、面積は89㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、申請理由が農地集約のためとなっております。譲受人の耕作面積は196,350㎡で、今回の申請は譲受人の農地集約のためであり、特段問題はないものと思われま

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が芦屋町にお住まいの●●●●さん、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●さんです。

申請地が9ページの字図にありますように大字若松字芝原253番 外1筆の計2筆で、地目はどちらも田、面積は合計5,965㎡です。

農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は16,497㎡で、今回の申請農地は現在利用権が設定されており、耕作者がいますが、その耕作者の息子さんが今回の譲受人であり、その規模拡大のためであり、特段問題ないものと思われま

続きまして議案書の10ページをお開きください。

付議案件④農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が中間市にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が岡垣町にお住まいの●●●●さんです。

申請地が14ページから17ページの字図にありますように大字老良字桶淵252番1 外3筆の計4筆で、地目は田と畑、面積は合計1,251㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は285,452㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題ないものと思われま

続きまして議案書の18ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府に事業所を置く●●●●株式会社 代表取締役●●●●さん、譲渡人が別府にお住まいの●●●●さんです。

申請地が20ページの字図にありますように大字別府字松ヶ崎3729番1 外2筆の計3筆で、地目は田、合計面積は954㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は建売住宅となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

21ページが事業計画書です。事業の種類は建設業で、申請者の事業目的は建売住宅です。施工計画は令和8年3月から着工し、令和9年3月に販売開始となる見込みです。

22ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水への接続となっております。用地造成に伴う被害防除として「隣接地との境界にCP型枠ブロック6段を設置」、近傍農地への被害防除措置として「建物の高さを7m程度までにする」となっています。

23ページが現況平面図です。北東側は申請者所有の宅地、北西側は田、南西側は宅地、南東側は公衆用道路と接しています。

24ページが土地利用計画図及び排水計画図、縦横断図です。申請地内は全体的に盛土を行い、CP型枠ブロック6段の擁壁設置、側溝や溜枡の設置がされる計画です。また、申請地内に住宅3棟を建設する計画です。

雨水排水は自然流下および新設する側溝を介して水路放流、汚水・生活雑排水は前面道路に既設の公共下水へ接続となっています。なお、給水も前面道路に既設の上水管より引き込みを行います。

25ページから31ページが建物の平面図および立面図です。

25ページから27ページが東側のA棟、28ページから29

ページが真ん中に位置するB棟、30ページから31ページが西側のC棟となっています。いずれも2階建ての住宅が建設される予定となっています。

32ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が蓮角にお住まいの●●●●さん、譲渡人が虫生津にお住まいの●●●●さんです。

申請地が35ページの字図にありますように大字木守字井樋口835番1で、地目は田、面積は1,574㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は貸資材置場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

36ページが事業計画書です。事業の種類は管工事業で、申請者の事業目的は貸資材置場です。許可後は譲受人が木守に事業所を置く株式会社●●●●へ資材置場として貸す予定となっております。施工計画は令和8年4月から着工し、令和8年10月に供用開始となっております。

37ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「隣接地との間に溝を設ける」となっております。

38ページが現況平面図です。東、南、西側は田で、北側は公衆用道路と接しています。

39ページが土地利用計画図及び排水計画図です。申請地内は25cmほど盛土を行い、雨水排水は水路放流および自然流下となっております。

申請地内は砕石やクラッシャーランを900㎡ほど置く予定となっております。

40ページが縦横断図です。土地利用計画図でも示したとおり、25cmほど盛土を行います。勾配は特にありませんが、北

側に既設の側溝へ向かって排水されるよう、隣接地との間に溝を設けます。

41ページから42ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 3 0 分

議長 それでは再開します。  
付議案件①を議題に供します。  
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 規模を拡大するということで特に問題ないと思われまので、ご  
(3番) 審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 問題ないと思われまのでよろしく願いいたします。  
(3番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案

のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

**【挙手の人数を確認】**

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。  
続きまして、付議案件②を議題に供します。  
同じく地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 これも同じ人ですので問題は無いと思います。  
(3 番) ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員 問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。  
(3 番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

**【ありません。】の声**

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

**【挙手の人数を確認】**

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。  
続きまして、付議案件③を議題に供します。  
同じく地区担当の原田利春委員及び矢野英昭委員から報告をお願いします。

農業委員 問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたしま  
(5 番) す。

推進委員 問題ないと思ひますので、皆様ご審議よろしくお願ひします。  
(5 番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。  
続きまして、付議案件④を議題に供します。  
地区担当の一田孝雄委員及び高崎洋介委員から報告をお願いします。

農業委員 (8番) 先日本人が来られて、相続の問題が片付いたということで申請することになりました。特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員 (7番) 親族間の相続ということで問題は無いと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

続きまして、付議案件⑤を議題に供します。  
地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員  
(6番) 現地を見ていただいたとおり問題ないと思われまますので、ご審議  
よろしくお願ひいたします。

推進委員  
(6番) 現地で見られた通り周りはすべて宅地で、問題は無いと思われま  
ます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委  
員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案  
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。  
続きまして、付議案件⑥を議題に供します。  
地区担当の石井佐千生委員及び白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員  
(3番) 現地を見られて、資材置場ということで隣接地の方、生産組合長  
も無条件承諾ということですので、問題ないと思ひます。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
(3番) 問題ないと思ひますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委  
員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。  
続きまして、付議案件⑦を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします

事務局 議案書の43ページから44ページをご覧ください。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
全20筆、面積は24,951㎡です。  
農地利用円滑化事業および農地中間管理事業の更新、また、受け手の変更等による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の45ページをお開きください。  
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、解約13筆、面積は14,318㎡となっております。

解約後は、付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでも記載されているとおり、中間管理事業へ移行となっております。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①令和8年度農業委員会日程および開催場所について説明。  
その他の案件②潮抜きについて説明。  
その他の案件③研修旅行について説明  
その他の案件④第3回の報酬について説明。  
その他の案件⑤令和8年度農業委員会活動記録簿について説明。

議長 終わりましたら研修旅行の出欠をとりますのでよろしく願いいたします。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第33回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 47分